

# 公益社団法人 日本キャンプ協会 個人情報取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「本会」という。）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理し、適正な取扱いを確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - ② 個人識別符号が含まれるもの
- 2 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法（法が委任する令及び規則を含む。）において定めるものをいう。
  - ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法（法が委任する令及び規則を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 「個人情報データベース等」とは特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。
  - ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
  - ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
  - ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
- 5 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、

次に掲げる者を除く。

- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人その他の法に定める独立行政法人等をいう。）
  - ④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- 6 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成するものをいう。
- 7 「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。
- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
  - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 8 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報（法に規定する仮名加工情報をいう。）及び匿名加工情報（法に規定する匿名加工情報をいう。）のいずれにも該当しないものをいう。
- 9 「個人関連情報データベース等」とは、①「個人関連情報」を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、②これに含まれる「個人関連情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- 10 「個人関連情報取扱事業者」とは、「個人関連情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。
- 11 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 12 「役員等」とは、本会に所属するすべての理事、監事及び雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、運営委員も含まれる。
- 13 「事務取扱責任者」とは、本会の個人情報の管理に関する責任を担う者をいう。
- 14 「事務取扱担当者」とは、本会内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。
- 15 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- 16 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。
- 17 「規則」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）をいう。
- 18 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）及び「個人情報の保護に関する

法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）を総称したものをいう。

## 第 2 章 安全管理措置

### 第 1 節 組織的安全管理措置

（事務取扱責任者等）

第 3 条 事務取扱責任者は、事務局長がその任にあたる。

2 事務取扱担当者は、事務局長が任命する。

（事務取扱責任者等の任務）

第 4 条 事務取扱責任者は、個人情報の安全管理のため、本会における個人情報の取得及び個人データの保護管理に関する業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

（事務取扱担当者の責務）

第 5 条 事務取扱担当者は、本会の個人データの取扱い又は個人データを取扱う業務に従事する際、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、本規程及びその他の社内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、個人情報の漏えい等、法、政令及び規則又はその他の関連法令、ガイドライン、本規程又はその他の社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

（情報漏えい事態への対応）

第 6 条 個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事態の発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人へ通知する。

（苦情への対応）

第 7 条 事務取扱担当者は、法、ガイドライン又は本規程に関し、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告し、適切に対応するものとする。

### 第 2 節 人的安全管理措置

（役職員等の監督）

第 8 条 事務取扱責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(通報及び調査義務等)

- 第9条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに事務取扱責任者に通報しなければならない。
- 2 事務取扱責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

- 第10条 事務取扱責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。
- 1) 漏洩した情報の範囲
  - 2) 漏洩先
  - 3) 漏洩した日時
  - 4) その他調査で判明した事実
- 2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

### 第3節 物理的安全管理措置

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第11条 本会は個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。
- ① 個人データを取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
  - ② 個人データを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

- 第12条 個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。
- ① 事務取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
  - ② 事務取扱担当者は、個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
  - ③ 事務取扱担当者は、個人情報データベース等中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
  - ④ 個人データを取り扱う情報システムにおいては、法令及び本会が別途定める保存期間期間経過後の毎年度末に個人データを削除するものとする。
  - ⑤ 個人情報記載された書類等については、当該関連する書類等について本会が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。

## 第4節 技術的安全管理措置

### (アクセス制御)

第13条 個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
- ② 個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

### (アクセス者の識別と認証)

第14条 個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、多要素認証(MFA)等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づく認証するものとする。

### (外部からの不正アクセス等の防止)

第15条 本会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- ② 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法

### (情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第16条 本会は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。

- ① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。
- ② 移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

## 第3章 個人情報の取扱い

### 第1節 個人情報の取得・保有等

#### (利用目的の特定)

第17条 個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (利用目的による制限)

第18条 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用目的の通知等)

第 19 条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第 20 条 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

(適正な取得)

第 21 条 本会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しないものとする。

- 2 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難

であるとき

- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(データ内容の正確性の確保等)

第22条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

## 第2節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第23条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - ⑤ オプトアウトを行っている場合。ただし、要配慮個人情報を除く。
- 2 本会は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報、第21条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法に基づき本項の方法により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、規則に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- ① 本会の名称、住所及び代表者の氏名
  - ② 第三者への提供を利用目的とすること。
  - ③ 第三者に提供される個人データの項目
  - ④ 第三者に提供される個人データの取得方法
  - ⑤ 第三者への提供の方法
  - ⑥ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - ⑦ 本人の求めを受け付ける方法

- ⑧ 第三者に提供される個人データの更新の方法
- ⑨ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 本会は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号乃至第9号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、第2項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届け出があった場合も、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - ① 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - ③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合  
であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 本会は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(オプトアウト)

第24条 あらかじめ本人の同意なく、個人データを第三者に提供する場合には、次の各号に定める事項をウェブ上に公表しなければならない。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること。
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の方法
- ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- ⑤ 本人の求めを受け付ける方法

#### 第4章 保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

(保有個人データに関する事項の公表等)

第25条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのWebサイトでの常時掲載を行うこと(第3号については、「保有個人データの開示等の請求手続」としてホームページに掲載する。)こととする。

- ① 本会の名称、住所及び代表者の氏名

- ② 全ての保有個人データの利用目的(第19条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
  - ③ 利用通知の求め(次項)又は開示請求(次条第1項、同条第5項において準用する場合を含む。)、訂正等の請求(第27条1項)、利用停止等の請求(第28条第1項、第2項、第4項)に応じる手続(手数料の額を含む。)
  - ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)
  - ⑤ 本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ① 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - ② 第19条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

#### (保有個人データの開示)

- 第26条 本人からの当該本人が識別される保有個人データ開示の請求の方法は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法とする。
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示に係る請求を受けたときは、当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は第1項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、本会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

#### (保有個人データの訂正等)

- 第27条 本会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 本会は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、本会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第 28 条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 18 条の規定（利用目的の制限）に違反して取得されているという理由、第 20 条の規定（不適正な利用の禁止）、第 21 条（適正な取得）の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 23 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本会は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、本会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。
- 4 ①当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、②当該が識別される保有個人データに係る第 6 条（情報漏えい事態への対応）に規定する事態のうち、法の規定に違反する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であって、本人から当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求があった場合、これに応じるものとする。
- 5 本会は、本人から前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（開示等の請求等に応じる手続）

第 29 条 本会は、利用通知の求め（次項）又は開示請求（次条第 1 項、同条第 5 項において準用する場合を含む。）、訂正等の請求（第 27 条 1 項）、利用停止等の請求（第 27 条第 1 項、第 2 項、第 4 項）（以下「開示等の請求等」という。）に関して、以下の手続のとおり応ずるものとする。

### 1. 本会への郵送

本人に対して、以下のものを本会宛に郵送することを求める。

- ① 「保有個人データ開示等請求書」(別紙1)
- ② 本人確認書類
- ③ 手数料等相当分の郵便切手

### 2. 本人確認手続・本人確認書類

本人確認は以下の本人確認書類の写しを確認することによる。

- ① 官公庁が発行した顔写真付き本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、個人番号カード(個人番号載された面は送付しないことを求める。))1点の送付を求める。
- ② 官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類の写し(健康保険被保険者証、年金手帳等)2点の送付を求める。

### 3. 手数料等

本人から開示等の請求等があった場合、1つの請求につき、次の手数料等を郵便切手により収受する(複数の請求が同時にある場合はその合計金額に相当する郵便切手を収受する。)。なお、開示等の請求等に応じられない場合も手数料等は返金しないものとする。郵便制度が変更された場合、下記の手数料等を変更するものとする。

- ① 開示請求(郵便による回答)
  - (ア) 事務手数料(1件) ……500円
  - (イ) 郵便料金 ……84円
  - (ウ) 特定記録郵便料金 ……160円((イ)料金に加算) 合計 744円
- ② 利用目的の通知、訂正等、利用停止等請求(郵便による回答)
  - (ア) 郵便料金 ……84円
  - (イ) 特定記録郵便料金 ……160円 合計 244円

- 2 本会は、開示等の請求等を受け付けたときは、当該受け付けをした日から起算して1週間以内に、請求に係る可否について決定する。
- 3 本会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」(別紙2)の送付により通知する。
- 4 本会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」(別紙3)の送付により通知する。

(苦情処理)

第30条 本会における保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 苦情処理に関する本会の態勢整備は、第7条に定めるところに従う。

(委託先における安全管理措置)

- 第 31 条 本会は、個人データの全部又は一部の委託する場合には、本会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。
- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
    - ① 委託先の適切な選定
    - ② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
    - ③ 委託先における個人データの取扱状況の把握
  - 3 前項第 1 号の「委託先の適切な選定」に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」で委託元に求められるものと同等であることを確認するため、同ガイドラインに定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。
  - 4 本会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに本会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
  - 5 委託先は、本会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託は先が更に再委託する場合も同様とする。
  - 6 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

(改廃)

第 32 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程の施行により、2013 年 3 月 9 日施行の「個人情報管理規程」は、本規程実施日の前日限り廃止する。

この規程は、2023 年 5 月 20 日から施行する。